

横須賀市立学校

教職員の働き方改革の方針

よこすかスクールスマイルプラン

令和8年度（2026年度）～令和11年度（2029年度）



横須賀市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	方針の概要	2
	(1) 教職員の働き方改革の目的	2
	(2) 本方針の期間	2
	(3) 本方針の対象	2
3	これまでの取り組みと成果、課題	3
	(1) これまでの取り組み	3
	(2) 目標指標の達成状況	4
	(3) 本市における働き方改革の課題	7
4	基本方針と目標指標	8
	(1) 基本方針	8
	(2) 目標指標	8
5	取り組み内容	10
	方針1 「学校と教師の業務の3分類」の推進	10
	方針2 その他業務の適正化、ICT等を活用した働き方改革の推進	15
	方針3 健康管理を意識した働き方改革の推進	18
	方針4 働き方改革に対する意識改革の推進	19
	方針5 教職員の働き方改革の検討体制および学校へのフォローアップ体制の充実	21
6	取り組みの着実な推進に向けて	22
資料		23
	横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則	23
	「横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」 についての補足	24

1 はじめに

人口減少、少子高齢化、技術革新の進展などにより社会が大きく変化する中で学校が果たす役割は大きくなるとともに、学校が保護者や地域から求められるニーズや新たな教育活動への対応など、教職員の果たす役割はますます大きくなり、負担が増大しています。

本市では、平成23年に設置した「子どもと向き合う環境づくり検討委員会」からの答申を契機として、教職員の働き方改革に関する取り組みを進め、各学校の実態に即した取り組みを進めるとともに、教育委員会各課等において、学校の業務改善に関するさまざまな支援を実施してきました。

また、平成31年2月には本市の教職員の働き方改革に関する課題を解決するための具体的な取り組みを示し、教職員が健康で笑顔に働き続けるために、質の高い教育活動を目指すことを目的として『教職員の働き方改革の方針 ～量から質へ～ 横須賀スクールスマイルプラン』を策定し、働き方改革に関する方針を示して取り組みを進めてきましたが、一定の改善は見られるものの、抜本的な改善には至っていません。

一方、文部科学省においては、「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指し、令和7年6月11日に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正（改正給特法）が成立しました。

この改正給特法の成立に伴い、働き方改革のさらなる推進に向け「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定が服務監督教育委員会に義務付けられるとともに、「学校と教師の業務の3分類」に基づく19の取り組みの徹底が示されました。

このような状況を踏まえ、教職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、いきいきと子どもへの教育に邁進できるようにすることにより、教職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、学習指導要領等において目指されている理念の実現に向けてよりよい教育を行うことができるよう、本指針を策定するものです。

2 方針の概要

(1) 教職員の働き方改革の目的

本市や国におけるこれまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、教職員の働き方改革をさらに加速化させることを目的として、横須賀市教育振興基本計画後期実施計画（令和8年度～令和11年度）における

方針4 持続可能で魅力ある教育環境を整えます

—柱9 教職員の資質・能力の向上、働き方改革の推進

—施策27 教職員の働き方改革の推進

の具体的な取り組みを示すものとして、本方針を策定します。

また、本方針は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を含め策定するものです。

(2) 本方針の期間

令和8年度（2026年度）から令和11年度（2029年度）までの4年間とします。

(3) 本方針の対象

横須賀市立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全教職員を対象とします。

3 これまでの取り組みと成果、課題

(1) これまでの取り組み

「教職員の働き方改革の方針（よこすかスクールスマイルプラン）」（令和4年度～令和7年度）では、本市の取り組みの成果や課題を踏まえ、目標指標および4つの基本方針を定め、さまざまな取り組みを行いました。

方針1 学校および教職員が担う業務の適正化と明確化

【主な取り組み】

- ・ スクール・サポート・スタッフ、教頭マネジメント支援員等学校を支える職員の配置
- ・ 中学校部活動の見直し・支援の充実
- ・ 小学校教科担任制の実施
- ・ ポスター・標語等の一括募集、一括受付
- ・ 学校における会計事務の軽減
- ・ ICTの活用による業務負担の軽減

方針2 マネジメントと健康管理を意識した働き方の推進

【主な取り組み】

- ・ 授業時数の分析・指導および授業時数の見直し
- ・ 客観的な方法による勤務時間の把握
- ・ 働き方改革通信の発行や働きがい研修等意識改革の推進

方針3 学校・家庭・地域が一体となった学校教育や教職員の働き方改革の理解促進

【主な取り組み】

- ・ 様々な場面での働き方改革の理解促進と啓発

方針4 教職員の働き方改革の検討体制および学校へのフォローアップ体制の充実

【主な取り組み】

- ・ ICTを活用した欠席連絡および家庭用配布物の送付

(2) 目標指標の達成状況

① 市立学校教育職員の時間外在校等時間が、原則、月45時間、年360時間以内となっている。

(ア) 時間外在校等時間が月45時間を超えた割合（毎年11月の1か月間の記録）

校種	年度	校長	副校長・ 教頭	総括教諭・ 教諭	養護教諭 栄養教諭
小 学 校	令和4年度	39.1%	66.7%	33.5%	3.8%
	令和5年度	34.8%	69.6%	27.2%	3.8%
	令和6年度	17.4%	67.4%	24.2%	3.8%
中 学 校	令和4年度	30.4%	82.6%	62.0%	30.8%
	令和5年度	21.7%	60.9%	56.3%	11.5%
	令和6年度	13.0%	34.8%	50.4%	11.5%
高 等 学 校	令和4年度	50.0%		19.0%	0.0%
	令和5年度	50.0%		31.0%	0.0%
	令和6年度	0.0%		22.0%	0.0%
特別支援学校	令和4年度	50.0%		3.0%	0.0%
	令和5年度	50.0%		12.5%	0.0%
	令和6年度	50.0%		11.5%	0.0%

(イ) 時間外在校等時間が年360時間を超えた割合

年度	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
令和4年度	54.8%	76.9%	29.7%	26.8%
令和5年度	49.8%	73.1%	40.7%	30.1%
令和6年度	44.8%	67.0%	33.3%	30.4%

② 市立学校教職員の年次休暇取得日数が、全員年間15日以上となっている。

(ア) 年次休暇を年間15日以上取得した割合（管理職）

校 種	年 度	校 長	副校長・ 教 頭
小 学 校	令和4年度	19.4%	8.7%
	令和5年度	29.7%	19.6%
	令和6年度	38.9%	20.5%
中 学 校	令和4年度	5.3%	4.3%
	令和5年度	10.5%	8.7%
	令和6年度	20.0%	8.7%
全 体	令和4年度	14.0%	6.8%
	令和5年度	22.4%	16.7%
	令和6年度	31.6%	16.7%

(イ) 年次休暇の平均取得日数

校 種	年 度	校 長	副校長・ 教 頭	総括教諭・ 教 諭	養護教諭 栄養教諭
小 学 校	令和4年度	11日6時間	10日2時間	17日0時間	16日2時間
	令和5年度	12日4時間	12日1時間	17日9時間	17日9時間
	令和6年度	13日0時間	11日4時間	16日4時間	14日4時間
中 学 校	令和4年度	8日7時間	7日6時間	11日2時間	15日0時間
	令和5年度	9日1時間	8日7時間	13日6時間	17日3時間
	令和6年度	8日6時間	9日5時間	13日5時間	13日4時間
全 体	令和4年度	10日6時間	9日1時間	14日7時間	15日7時間
	令和5年度	11日1時間	10日9時間	16日5時間	17日6時間
	令和6年度	11日2時間	11日1時間	15日5時間	14日0時間

- ③ ストレスチェックにおける「健康リスク」の各項目の結果が市立学校全校でいずれも標準値(100)を下回っている。

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総合健康リスク	79.5%	78.0%	89.0%
健康リスク(A) (仕事の量的負担と 仕事のコントロール度)	2.7%	5.4%	2.7%
健康リスク(B) (上司の支援と同僚の支援)	100.0%	95.9%	95.9%

- ④ アンケート調査における質問項目「子どもと向き合う時間が確保されている」および「自己研鑽の時間が確保されている」に対し、肯定的な回答をした市立学校教職員の割合が80%以上となっている。

(ア) 「子どもと向き合う時間が確保されている」に対し肯定的な回答の割合

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小 学 校	41.0%	38.1%	44.5%
中 学 校	42.5%	39.6%	42.2%
高 等 学 校	41.5%	43.7%	47.9%
特別支援学校	66.1%	66.7%	67.4%

(イ) 「自己研鑽の時間が確保されている」に対し肯定的な回答の割合

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小 学 校	20.3%	23.6%	27.4%
中 学 校	16.9%	22.8%	20.8%
高 等 学 校	24.6%	37.5%	37.5%
特別支援学校	26.8%	24.6%	21.7%

(3) 本市における働き方改革の課題

これまでの取り組みおよび学校現場における働き方改革に対する機運の上昇などにより、方針に掲げた目標指標について、改善が見られているものの目標指標の達成には至っていない状況があります。

毎年度実施している「教職員の働き方改革等に関するアンケート」では「授業準備」「成績処理」など児童生徒に直接関わる業務を正規の勤務時間外に行っている反面、「保護者対応・PTA対応」「会議・打合せ」などの業務について負担に感じているとの結果となっています。

また、今後取り組んでみたいと考えている内容として、中学校では、「部活動に関すること」があげられているほか、「業務の精査・削減に関すること」「教職員の意識改革に関すること」「処遇改善（人員・賃金）に関すること」などが上位にあります。

教職員の働き方改革に関する、これらの状況を踏まえ、これからの教職員の働き方改革を進める上で、本市の課題を次のように整理しました。

- これまでの取り組みにより教職員の働き方改革への意識は向上しているものの、依然として多くの教職員の時間外在校等時間が目標指標（月45時間、年360時間）を超える状況にあること。
- マネジメントと健康管理を意識した働き方を進め、ウェルビーイングの向上に努める必要があること。
- 子どもたちに向き合う時間や自己研鑽の時間が十分に確保できていないなど、教員が教員でなければできない業務に専念できていない状況にあること。
- 管理職の時間外在校等時間は減少しているものの、依然として管理職が行っている業務は多岐にわたり、引き続き改善を進める必要があること。
- 部活動に関する取り組みについて、地域展開を積極的に進める必要があること。

4 基本方針と目標指標

(1) 基本方針

令和7年9月に改正された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和7年文部科学省告示第114号）を踏まえ、本市における教職員における教職員の働き方改革の基本方針を次のとおり定めます。

特に同指針第2章第3節（1）から（3）に定められた、いわゆる「学校と教師の業務の3分類」を考慮し、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備など時間外在校等時間の長時間化を防ぐための取り組みを実施するものとします。

- 方針1 「学校と教師の業務の3分類」の推進
- 方針2 その他業務の適正化、ICT等を活用した働き方改革の推進
- 方針3 健康管理を意識した働き方改革の推進
- 方針4 働き方改革に対する意識改革の推進
- 方針5 教職員の働き方改革の検討体制および学校へのフォローアップ体制の充実

(2) 目標指標

これまでの目標指標および本市の取り組みの成果や課題を踏まえ、本市における教職員の働き方改革に関して、次のとおり目標を設定します。

- 1. 時間外在校等時間について
 - (1) 1か月の時間外在校等時間 月 45時間超の教育職員の割合 0%
 - (2) 1年間の時間外在校等時間 年360時間超の教育職員の割合 0%
- 2. ウェルビーイングの向上について
 - (1) 「現在の職場を働きやすい職場」と感じている教育職員の割合 80%以上
 - (2) 「仕事にやりがいがある」と感じている教育職員の割合 80%以上

【参考：学校と教師の業務の3分類】

<p>学校以外が担うべき業務</p>	<p>①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 ⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応</p>
<p>教師以外が積極的に参画すべき業務</p>	<p>⑥調査・統計等への回答 ⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 ⑧ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 ⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理 ⑩校舎の開錠・施錠 ⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮 ⑫校内清掃 ⑬部活動</p>
<p>教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務</p>	<p>⑭給食の時間における対応 ⑮授業準備 ⑯学習評価や成績処理 ⑰学校行事の準備・運営 ⑱進路指導の準備 ⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応</p>

5 取り組み内容

方針1 「学校と教師の業務の3分類」の推進

◆方針1-1 学校以外が担うべき業務

取組1	<p>登下校時の通学路における日常的な見守り活動、放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応</p>
概要	<p>○学校の実情にあわせ地域や保護者等の協力をいただきながら、登下校の見守り活動や校外の見守りを行っていきます。</p> <p>○児童生徒が補導された場合の対応については、生徒指導担当者講座において、あらかじめケースの情報共有や役割の確認を行い、適切な対応が図れるようにします。</p> <p>○地域や保護者等に対し、教職員の働き方改革への理解および協力をいただけるよう周知を行います。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や保護者等への周知 ・生徒指導担当者講座の開催 <p style="text-align: right;">【教育政策課、教育指導課、支援教育課】</p>
取組2	<p>学校徴収金の徴収・管理の対応</p>
概要	<p>○給食費、日本スポーツ振興センター災害共済給付金、新聞代の一括支払など学校での現金の取り扱いを教育委員会で行うようにしていますが、今後もさらなる業務負担の軽減策を検討していきます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食費の公会計による納付 ・日本スポーツ振興センター災害共済給付金、新聞代の一括支払い ・教材費の上限設定 ・さらなる業務負担の軽減策の検討 <p style="text-align: right;">【総務課、教育政策課、保健体育課、学校食育課】</p>

取組 3	学校運営協議会を生かした学校教育の充実
概要	<p>○各学校の学校運営協議会の運営に関する支援と助言を行うとともに、学校運営協議会の熟議により、学校運営への必要な支援および協力が促進されるよう、好事例の情報発信や研修等の充実を図ります。</p> <p>○学校運営協議会の活性化を進めるため、地域との窓口となる地域学校協働活動推進員（コーディネーター）を委嘱し、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進を図ります。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会情報交換会の実施 ・学校運営協議会だよりの発行 ・地域と学校の窓口となるコーディネーターの配置 <p style="text-align: right;">【教育指導課】</p>
取組 4	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
概要	<p>○教育委員会と学校が一体となって、過剰な苦情や不当要求に対応できる体制を整えるため、カスタマーハラスメントに対する方針の策定を検討します。</p> <p>○学校の電話に録音機能や自動音声応答機能を装備するとともに、委託弁護士や警察出身者を配置するなど、過剰な苦情や、不当要求に対応できる環境整備を行います。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カスタマーハラスメントに対する方針の策定 ・録音機能、自動音声応答機能を装備した電話の整備 ・委託弁護士への相談体制づくり、学校経営支援員の配置 <p style="text-align: right;">【教育政策課、学校管理課、支援教育課】</p>

◆方針1-2 教師以外が積極的に参画すべき業務

取組5	調査・統計等の精選・効率化
概要	<p>○教育委員会等から学校に対して行っている調査、統計等について実施の必要性、頻度、実施時期等の見直しの検討を行い、精選や適正化を図ります。</p> <p>○必要がある調査、統計等については、ICTの活用を図るなど業務負担の軽減を図ります。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター、標語の一括募集および一括受付 ・ICT（グーグルフォーム等）を活用した調査等の検討、実施 <p style="text-align: right;">【教育委員会各課等】</p>
取組6	学校施設の管理や広報資料・ウェブサイトの作成・管理等の対応
概要	<p>○学校施設や広報資料・ウェブサイトの管理等について、民間委託を行います。</p> <p>○学校ホームページについて、更新が容易になるようCMSによる管理を行います。</p> <p>○学校水泳プール施設の管理に係る業務負担の軽減を図ります。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託による窓ガラス、トイレ、プール等の清掃 ・学校ホームページのCMSによる運用 ・民間委託による1人1台端末に関するアカウントの作成 ・学校水泳プールを使用した水泳授業の実施期間の短縮 ・民間・市営の屋内プールを活用した学校水泳授業の拡充 <p style="text-align: right;">【学校管理課、保健体育課、教育情報担当】</p>
取組7	児童生徒の休み時間における安全への配慮
概要	<p>○市内各学校の取り組み等を共有し、安全点検等の必要な措置をあらかじめ行った上で、担任のみが対応するのではなく、さまざまな職員が対応するなど業務負担の軽減を図ります。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各学校や他自治体の取り組みの共有 <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p>

取組8	部活動の在り方についての検討
概要	<p>○「横須賀市が設置する学校に係る部活動の方針」に基づき、横須賀の子どもたちにとって、魅力あるスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するとともに、教員の部活動指導の軽減を図ります。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部活動の地域展開（地域移行）モデル事業の実施 ・部活動改革（休日の合同部活動の実施など、既存の部活動の見直し） ・外部指導者の拡充（教職員の休日の部活動指導に係る業務負担の軽減） <p style="text-align: right;">【教育指導課、保健体育課】</p>

◆方針1-3 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

取組9	給食の時間における対応
概要	<p>○市内各学校の取り組み等を共有し、学級担任のみならず教職員等による緊急時に備えた組織的な体制を構築できるよう検討を進めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各学校や他自治体の取り組みの共有 <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p>

取組10	授業準備、成績処理、進路指導準備等への対応
概要	<p>○教材や物品の準備等や情報収集について、スクール・サポート・スタッフ等を活用し、業務負担の軽減を図ります。</p> <p>○生成AIサービス、自動採点サービス、電子黒板などICT技術を活用し、授業準備、成績処理に関する業務負担の軽減を図ります。</p> <p>○学校水泳プールおよび学校水泳授業の在り方について検討を進め、より安全・安心な水泳授業の環境整備を進めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクール・サポート・スタッフの配置 ・生成AIサービス、自動採点サービス、電子黒板などの導入 ・学校水泳授業の在り方に関する見直しの検討 <p style="text-align: right;">【教育政策課、保健体育課、教育情報担当】</p>

取組11	学校行事の準備・運営への対応
概要	<p>○市内各学校の取り組み等を共有し、学校行事については、教員だけでなく学校全体で協働し開催できる体制を構築します。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各学校や他自治体の取り組みの共有 <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p>
取組12	支援が必要な児童生徒・家庭への対応
概要	<p>○児童生徒の多様なニーズに対応するため、スクールカウンセラーなど校内相談体制を充実し、教員と協働し適切な支援が迅速に行える環境を整えます。</p> <p>○支援や配慮を必要とする児童生徒の介助、危険防止など教育上の課題に対応するための各種介助員を配置します。</p> <p>○通級指導と校内教育支援センターの機能を一体化したサポートルームの設置など、個々のニーズに対応できる体制を整えます。</p> <p>○医療的ケアが必要な児童生徒が在籍する学校への学校看護師の派遣等により、教員が授業をはじめとする教育活動に専念できる環境を整えます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー等の配置 ・各種介助員の配置 ・サポートルームの設置 ・学校看護師、訪問看護ステーション看護師の派遣等 <p style="text-align: right;">【支援教育課】</p>

取組13	<p>業務分担や役割の適正化と明確化</p>
概要	<p>○教育委員会と学校が一体となり、学校・教職員が担っている業務について検証を行い、学校が担うべき業務の適正化と明確化に向けた検討と取り組みを行います。</p> <p>○各種研修や担当者会等について、実施内容や方法、時期等について検討と見直しを継続して行います。</p> <p>特に研修については、学校閉庁日等を意識した研修日程の設定に努めるとともに、研修内容に応じてオンラインやオンデマンドによる開催を検討します。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンラインによる研修の開催 ・オンデマンドによる担当者会の開催 <p style="text-align: right;">【教育委員会各課等】</p>
取組14	<p>学校事務職員の学校運営への参画</p>
概要	<p>○共同学校事務室の最終的な目的である「子どもたちの学びの充実を図る」ことを実現するため、「チームとしての学校」および「学校事務職員の主体的・積極的な学校運営への参画」を促進するとともに、学校事務職員の「働き方改革」を図ります。</p> <p>○学校教育だよりやリーフレット等を活用し、共同学校事務室および学校事務職員職務標準表等について教職員に周知するとともに、理解の促進に努めます。</p> <p>○学校事務職員職務標準表等を活用し、学校事務職員が管理職や他の教職員との適切な業務の連携・分担のもと、その専門性を生かして、主体的・積極的に学校運営に参画できるように配慮します。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校事務職員職務標準表を活用した学校運営への参画 <p style="text-align: right;">【教職員課】</p>

<p>取組15</p> <p>概要</p>	<p>学校を支えるさまざまな職員の配置</p> <p>○小学校における教科担任制の導入により、学校の組織的な指導力・対応力を向上するとともに、教職員の業務負担の軽減につながるよう、検討と検証を進めます。</p> <p>○専門性を持つ人材を配置することにより、きめ細やかな指導・支援の充実を図るとともに、教員が子どもと向き合う時間を確保します。</p> <p>○外国につながるのがある児童生徒およびその受け入れを行う学校等に適切な支援を行うことにより、業務負担の軽減を図ります。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校教科担任の配置 ・ スクール・サポート・スタッフ、教頭マネジメント支援員など、専門性を持つ人材の配置 ・ 日本語指導員・母語支援員の配置、国際教育コーディネーターによる指導助言 <p style="text-align: right;">【教育政策課、教職員課、教育指導課、支援教育課、保健体育課】</p>
<p>取組16</p> <p>概要</p>	<p>校務の情報化の推進</p> <p>○教職員が子どもと向き合う時間や授業準備の時間等を確保できるようにするため、校務支援システムの活用を推進します。</p> <p>○次世代型校務支援システムを導入するとともに、校務系ネットワークからも学習系のデータへアクセスできるようにし、校務に加えて授業準備等の効率を高めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代型校務支援システムの導入 ・ 校務系ネットワークから学習系データへのアクセス <p style="text-align: right;">【教育情報担当】</p>

取組17	さまざまな場面でのICT等の活用
概要	<p>○学校現場でのICT環境を積極的に整備し、授業や校務の効率化を図ります。</p> <p>○次世代型校務支援システムを導入するとともに、校務系ネットワークからも学習系のデータへアクセスできるようにし、校務に加えて授業準備等の効率を高めます。</p> <p>○ICT環境だけでなく、自動音声応答機能や録音機能付きの電話の活用など、さまざまな手法を検討し業務の効率化を図ります。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代型校務支援システムの導入、校務系ネットワークから学習系データへのアクセス ・自動採点サービス、生成AIサービス、熱中症予防対策システム、蔵書管理システム、保護者との連絡サービス、個別指導計画作成ツールの導入 <p style="text-align: right;">【教育政策課、学校管理課、教育指導課、支援教育課、保健体育課、教育情報担当】</p>

方針1

方針2

方針3

方針4

方針5

方針3 健康管理を意識した働き方改革の推進

方針1

方針2

方針3

方針4

方針5

<p>取組18</p> <p>概要</p>	<p>在校している時間等の記録を生かした取り組みの推進</p> <p>○容易で利便性の高い、客観的な方法による勤務時間の記録を推進し、教職員のタイムマネジメントに対する意識の向上および業務改善につなげます。また、管理職が教育職員の勤務実態を把握できるよう、働きかけを行います。</p> <p>○「横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に基づき、在校等時間の記録を通じて教職員が自らの時間外在校等時間の状況を把握し、健康管理とワーク・ライフ・バランスの意識を高めることに努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統一システムによる勤務時間の記録、分析 <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p>
<p>取組19</p> <p>概要</p>	<p>学校閉庁日の設定等による年次休暇等の取得の促進</p> <p>○長期休業（夏季休業・冬季休業）期間中に学校閉庁日を設定し、原則として教育活動を行わないことにより休暇を取りやすい環境づくりにつなげます。</p> <p>○令和3年から市立学校の休業日としている「市制施行記念日」（2月15日）においては、日頃の多忙な業務の緩和を図るため休暇の取得を促進します。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校閉庁日の設定 <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p>
<p>取組20</p> <p>概要</p>	<p>学校の労働安全衛生管理に関する取り組みの推進</p> <p>○教職員を対象とした健康診断やストレスチェックを実施し、心身の健康の保持と増進を図ります。</p> <p>○教職員は健康診断、ストレスチェックを受検し、自身の健康状態の把握と健康の保持増進に努めます。また、ストレスチェックの結果分析等に基づいた、職場環境の改善に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェックの実施および分析 <p style="text-align: right;">【教職員課】</p>

方針4 | 働き方改革に対する意識改革の推進

方針1

方針2

方針3

方針4

方針5

取組21	マネジメント研修の実施
概要	<p>○従来からの管理職研修や総括教諭研修および基本研修等において、教職員の働き方改革の推進に資する各種マネジメントに関する研修を行います。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種マネジメント研修の実施 <p style="text-align: right;">【教育研究所】</p>
取組22	子どもと向き合う時間や自己研鑽の時間の確保に向けた支援
概要	<p>○業務の精選やICTの活用等により、子どもと向き合う時間の確保に努めます。</p> <p>○教科等研究に関する日（YOKOSUKA研究日）の設置や、さまざまな研修の開催等の自己研鑽に取り組める環境を整えます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した業務負担の軽減 ・研修や担当者会等のオンデマンド化 ・教科等研究に関する日（YOKOSUKA研究日）の設置 ・各種研修の実施 <p style="text-align: right;">【教育委員会各課等】</p>
取組23	教職員の働き方改革の視点を踏まえた学校運営の推進
概要	<p>○現在の学校教育の質を維持するため、教職員のマネジメント能力向上のための取り組みに対して、学校訪問等の場面において指導助言を行います。</p> <p>○各学校においては、学校の運営方針の一つとして、教職員の働き方改革の視点を取り入れながら、質の高い教育活動が維持できるよう意識して学校経営に取り組めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業時数の確認および見直し <p style="text-align: right;">【教育指導課】</p>

取組24	地域・保護者等への理解促進と啓発
概要	<p>○地域・保護者に対し、教職員の働き方改革の目的や方針、各学校の勤務時間および勤務時間外の電話連絡を控えていただくこと等について依頼する文書を作成し、配布することにより、理解と協力を求めます。</p> <p>○学校だよりや学校ホームページ等により、教職員の働き方改革の目的や方針等を周知・発信することにより、理解の促進に努めます。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者、地域に向けた働き方改革に対する周知文書の送付 <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p>

方針5 教職員の働き方改革の検討体制および学校へのフォローアップ体制の充実

方針1

方針2

方針3

方針4

方針5

<p>取組25</p> <p>概要</p>	<p>教職員の働き方改革に関する検討組織の設置</p> <p>○「教職員の働き方改革推進会議」を設置し、国や県の動向および本市の状況を踏まえ、教職員の働き方改革に関する取り組み内容の見直しや、各学校における進捗状況等をもとに、改善に向けた検討を行います。</p> <p>○「学校運営部会」など、必要に応じた部会を設置・開催し、学校と教育委員会が一体となり、教職員の働き方改革に関して、より専門的な事項についての検討を行います。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の働き方改革推進会議および学校運営部会の開催 <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p>
<p>取組26</p> <p>概要</p>	<p>教職員の働き方改革推進に向けた調査・検討および実施</p> <p>○教職員の働き方改革に関して、県内外の他市町村で行われている取り組みの調査等を行い、本市において有効と考えられる内容等については、積極的に周知等を行います。</p> <p>【主な取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革通信「いきいきYOKOSUKA」の発行 ・他都市事例の研究 <p style="text-align: right;">【教育政策課】</p>

6 取り組みの着実な推進に向けて

教育委員会では働き方改革の目的を達成するため、本方針のほか効果的な取り組みの計画・立案を行い学校と協働し、持続可能な取り組みとなるよう推進します。

学校では、全教職員が心身ともに健康で児童生徒に教育活動を行うことができるよう、働き方改革の視点での業務改善に努めるとともに、学校の経営方針や重点目標等に教職員の働き方に関する内容を盛り込み、各学校の実態に応じた取り組みとなるよう推進します。

また、教職員の働き方改革推進会議および学校運営部会を開催し、方針に掲げた取り組みの進捗状況等を共有し、取り組みの見直し等も行っていきます。

なお、本方針は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく教育職員の業務量管理・健康確保措置実施計画を含めているため、方針の進捗状況について、総合教育会議に報告するとともに、ホームページで公表します。

○横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員の健康及び福祉を確保することによる学校教育の水準の維持向上を図るため、教育職員の業務量の適切な管理等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 横須賀市立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。
- (2) 在校等時間 公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号）第3に規定する在校等時間をいう。

（令5教規則4・令7教規則1・一部改正）

(業務量の適切な管理等)

第3条 教育委員会は、在校等時間から所定の勤務時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間（同条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）をいう。次項において同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員が在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

- (1) 1箇月について100時間未満
- (2) 1年について720時間
- (3) 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における1箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1箇月において所定の勤務時間以外の時間に45時間を超えて業務を行う月数について6箇月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日教規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日教規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

○「横須賀市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」についての補足

【規則の対象となる教育職員】

- ・「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（給特法）の第2条第2項に規定する教育職員

横須賀市立学校においては、
市立学校の校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、
講師（F L T、拠点校指導教員に限る）、実習助手
が対象となります。

【時間外在校等時間】

- ・「在校等時間」から「条例で定められた正規の勤務時間」を引いた時間のことを、「時間外在校等時間」といいます。

		(8:15)			(16:45)		
	出勤	始業			終業		退勤
在校している時間	業務外	業務	条例で定められた 正規の勤務時間	休憩	条例で定められた 正規の勤務時間	業務 (職員会議・授業 準備・児童生徒指 導・部活動等)	業務外 (自己 研鑽 等)
在校等時間	業務外	業務	条例で定められた 正規の勤務時間	休憩	条例で定められた 正規の勤務時間	業務 (職員会議・授業 準備・児童生徒指 導・部活動等)	業務外 (自己 研鑽 等)
時間外在校等時間	業務外	業務	条例で定められた 正規の勤務時間	休憩	条例で定められた 正規の勤務時間	業務 (職員会議・授業 準備・児童生徒指 導・部活動等)	業務外 (自己 研鑽 等)

※「月 45 時間、年 360 時間」の対象となるのは、この「時間外在校等時間」の部分です。

< 在校等時間に含まれる時間 >

正規の勤務時間、超勤4項目（職員会議、修学旅行等、災害対応、実習）、出張、引率、授業準備、児童生徒指導、部活動、学校経営・事務的業務

< 在校等時間に含まれない時間 >

自己研鑽（論文執筆、資格試験のための勉強、専門書を読む、自主的な研究会への参加）
その他業務外（食事、地域住民としての行事参加、新聞の閲読や読書等）

【第3条第2項に関する補足】

- ・「児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加に伴い、一時的または突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合」に該当する事案の例
 (例1) 学校事故等が生じて対応を要する場合
 (例2) いじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し、児童生徒等に深刻な影響が生じている場合や、そのおそれがある場合等



あなたが好き 私が好き 横須賀が好き
と誇れる人づくり

**横須賀市立学校 教職員の働き方改革の方針
(よこすかスクールスマイルプラン)**

令和8年度(2026年度)～令和11年度(2029年度)

策定年月 令和8年(2026年)3月

策定 横須賀市教育委員会

(担当 教育委員会事務局教育総務部教育政策課)

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

TEL: 046-822-9709 FAX: 046-822-6849

E-mail: sc-real@city.yokosuka.kanagawa.jp